

議案第46号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定の件

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条第2項及び第51条並びに」を「第51条及び」に改め、「、公衆衛生上講ずべき措置の基準」を削る。

第2条を削る。

第3条中「別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第3条とする。

別表第1及び別表第1の2を削り、別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表の15の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項(1)中「せり場」を「競り場」に改め、同項(4)中「せり売場」を「競り売り場」に改め、同表の16の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表の26の項中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項(2)中「しょう油」を「しょうゆ」に改め、同表の31の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項(3)中「乾めん」を「乾麺」に改め、同項(4)中「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表を別表第3とする。

第2条 食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第54条」に改める。

第2条を次のように改める。

（施設の基準）

第2条 法第54条に規定する公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の7に規定する基準の例による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を緩和することができる。

第3条中「別表第3」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和2年6月1日から、第2条の規定は令和3年6月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の食品衛生法施行条例第2条，別表第1及び別表第1の2の規定は，令和3年5月31日までの間は，なおその効力を有する。この場合において，同条第1項中「法」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法」とする。

（提案理由）

食品衛生法等の改正に伴い，公衆衛生の見地から必要な施設の基準を定める等のため，所要の改正をしようとするものである。